

常滑武豊衛生組合規約

昭和37年9月11日規約第1号

改正 昭和39年3月30日規約第1号
昭和42年3月10日規約第1号
昭和47年11月6日規約第1号
昭和49年11月18日規約第1号
昭和59年6月22日規約第1号
平成3年10月21日規約第1号
平成19年1月22日規約第1号
平成22年2月1日規約第1号
令和3年11月16日規約第1号
令和6年1月17日規約第1号

常滑武豊衛生組合規約

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、常滑武豊衛生組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する市町)

第2条 組合は、常滑市及び武豊町（以下「組合市町」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、常滑武豊衛生組合クリーンセンターに係るごみ処理施設の管理及びこれに附帯する事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、知多郡武豊町字壱町田27番地に置く。

第2章 組合の議会

(議会の組織)

第5条 組合の議会の議員の定数は、10人とし、その選出区分は、次のとおりとする。

常滑市 5人

武豊町 5人

(議員の選挙)

第6条 組合の議会の議員は、組合市町の議会において選挙された議員をもってあてる。

2 組合の管理者は、前項の選挙を行うべきときは、その旨を組合市町に通知し、かつ、その選挙が終わったときは、組合市町の長は、直ちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。

(議員の任期)

第7条 議員の任期は、2年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補欠選挙)

第8条 組合の議会の議員に欠員を生じたときは、その欠員を生じた組合市町は、補欠選挙を行わなければならない。

2 前項の選挙については、第6条第2項の規定を準用する。

第3章 組合の執行機関

(執行機関の組織)

第9条 組合に管理者、副管理者2人及び会計管理者を置く。

2 前項に定めるものを除くほか、組合に職員を置く。

(執行機関の選任)

第10条 管理者は、組合の議会において、組合市町の長の中から選挙する。

2 副管理者は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合市町の長、副市長又は副町長の中から選任する。

3 管理者及び副管理者の任期は、2年とする。

4 会計管理者及び前条第2項の職員は、管理者が任免する。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合の議会の議員のうちから1人及び人格が高潔で、財務管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者の中から1人を選任する。

3 監査委員の任期は、2年とする。

第4章 組合の経費

(経費の支弁の方法)

第12条 組合の経費は、補助金、寄附金その他の収入をもって支弁し、なお不足するときには、組合市町に分賦する。

2 前項に規定する分賦の方法は、総額の100分の10を均等割とし、100分の90を直近の国勢調査の人口によりあん分するものとする。

第5章 組合の解散に伴う事務の承継

(解散に伴う事務の承継)

第13条 組合の解散に伴う事務は、武豊町が承継する。

附 則

- 1 この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。
- 2 令和4年1月4日から同年3月31日までの間、知多南部広域環境組合が設置するごみ焼却施設において処理する一般廃棄物は、常滑武豊衛生組合が処理する一般廃棄物から除外する。

附 則 (昭和39年規約第1号)

この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則 (昭和42年規約第1号)

この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則 (昭和47年規約第1号)

この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 (昭和49年規約第1号)

この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和59年規約第1号)

- 1 この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。
- 2 この規約の施行の際現に改正前の規約（以下「旧規約」という。）第10条第2項の規定により選任され在職する助役は、改正後の規約（以下「新規約」という。）第10条第2項の規定により選任された副管理者とみなす。この場合において、その者の任期は、新規約第10条第3項の規定にかかわらず、旧規約第10条第2項による選任のときから2年とする。

附 則 (平成3年規約第1号)

- 1 この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。
- 2 この規約の施行の際現に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の常滑武豊衛生組合規約第11条第2項の規定により選任された監査委員とみなす。

附 則 (平成19年規約第1号)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際現に組合市町の助役の中から選任された副管理者であるものは、この規約

の施行の日（以下「施行日」という。）に、改正後の常滑武豊衛生組規約（以下「新規約」という。）第10条第2項の規定により、副管理者として選任されたものとみなす。

3 前項の場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、新規約第10条第3項の規定にかかわらず、施行日における改正前の常滑武豊衛生組規約（以下「旧規約」という。）第10条第2項の規定により選任された副管理者としての残任期間と同一の期間とする。

4 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

5 前項の場合においては、新規約第9条第1項及び第10条第4項の規定は適用せず、旧規約第9条第1項、第10条第2項、第3項及び第4項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規約第10条第4項中「吏員その他の職員」とあるのは「職員」とする。

附 則（平成22年規約第1号）

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規約第1号）

（施行期日）

1 令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年1月4日から施行する。

（経過措置）

2 令和4年3月31日までに常滑武豊衛生組合クリーンセンターに搬入されたごみ処理に係る経費の分賦の方法は、改正後の常滑武豊衛生組規約第12条第2項の規定にかかわらず、総額の100分の10を均等割とし、100分の40を直近の国勢調査の人口によりあん分し、100分の50をその年度開始の日の属する年の1月から3月までの投入量によりあん分するものとする。

附 則（令和6年規約第1号）

この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。